

【二】

降下空間 ▶平8・4・16消告2

降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいいます。

高架水槽方式の加圧送水装置 ▶平9・6・30消告8

高架水槽方式の加圧送水装置とは、高架水槽の落差を利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、水位計、排水管、溢水用配管、マンホールその他必要な機器で構成されるものをいいます。

高架水槽方式の加圧送水装置の基準 ▶消防則12、平9・6・30消告8

高架水槽方式の加圧送水装置の基準は、次のとおりです。

①落差（水槽の下端からホース接続口までの垂直距離をいいます。）は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$H = h_1 + h_2 + h_3$$

Hは、必要な落差（単位 m）

h_1 は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位 m）

h_2 は、配管の摩擦損失水頭（単位 m）

h_3 は、それぞれの消防用設備等により定められた必要なノズル圧等の水頭（単位 m）

②高架水槽には、水位計、排水管、溢水用排水管、補給水槽およびマンホールを設けること。

③確実に作動するもので、十分な耐久性を有し、取扱い操作、点検および部品の取替えが容易であり、腐食するおそれのある部分は、防食措置を施したものであること。

④水槽取付けボルトおよび基礎ボルトは地震による震動に対し十分な強度を持つものであること。

交換式消火器 ▶昭39・9・17自令27

消火器のうち、本体容器およびこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を一体として交換できる消火器で、収納容器に結合させることにより人が操作して消火を行うものをいいます。

交換式消火器の規格 ▶昭39・9・17自令27

交換式消火器として有すべき形状、構造、材質および性能に関する技術上の基準をいいます。なお、住宅用消火器以外の消火器にかかる交換式消火器は、収納容器に結合して使用する場合において、能力単位の数値が1以上であることとされています。また、大型消火器にかかるものにあっては、A火災に適応するものにあっては10以上、B火災に適応するものにあっては20以上とされています。

〔参考〕 ▷消火器の規格

高感度型ヘッド ▶消防令12、消防則13の2

高感度型ヘッドとは、標準型ヘッドのうち、感度の種別が一種で、かつ、有効散水半径が2.6以上であり、放水量が80ℓ／分

以上のものとされています。

〔参考〕 □標準型ヘッド

高輝度蓄光式誘導標識 ▶平11・3・17消告2

JIS Z8716の常用光源蛍光ランプD65により照度200lxの外光を20分間照射し、その後20分間経過した後における表示面が100mmcd/m²以上の平均輝度を有する蓄光式の誘導標識をいいます。

なお、誘導標識の表示面の大きさは、正方形のものにあっては一辺の長さが12cm以上とし、長方形のものにあっては短辺の長さが10cm以上で、かつ面積が300cm²以上としなければなりませんが、廊下または通路に設ける高輝度蓄光式誘導標識のうち、蛍光ランプにより照度100lxの外光を20分間照射し、その後20分間経過した後における表示面が150mmcd/m²以上の平均輝度を有するものにあっては、短辺の長さが8.5cm以上で、かつ面積が270cm²以上とすることとされています。

工事整備対象設備等 ▶消防法17の8

消防法17条の5の規定に基づく消防設備士の対象とされるい
る消防用設備等または特殊消防用設備等をいいます。

工事整備対象設備等の工事着手の届出 ▶消防法17の5・17の14・44、

消防令36の2、消防則33の18・様式1の7、平16・5・31消告14、平5・10・
26消防予285・消防危81、平9・12・5 消防予192

甲種消防設備士は、消防用設備等または特殊消防用設備等の
工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の
10日前までに、「工事整備対象設備等着工届出書」により、工事
整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長
または消防署長に届け出なければならないとされています。な
お、届出を怠った場合には、30万円以下の罰金または拘留に処
せられることと規定されています。

(1) 届出の必要な工事の種類

ア 次に掲げる消防用設備等（①から③までおよび⑧に掲げる消防用設備等については電源、水源および配管の部分を除き、④から⑦までおよび⑨から⑪までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除きます。）または必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備）（消防庁長官が定めるものに限り、電源、水源および配管の部分を除きます。）の設置にかかる工事とされています。

- | |
|------------------|
| ①屋内消火栓設備 |
| ②スプリンクラー設備 |
| ③水噴霧消火設備 |
| ④泡消火設備 |
| ⑤不活性ガス消火設備 |
| ⑥ハロゲン化物消火設備 |
| ⑦粉末消火設備 |
| ⑧屋外消火栓設備 |
| ⑨自動火災報知設備 |
| ⑩ガス漏れ火災警報設備 |
| ⑪消防機関へ通報する火災報知設備 |

- | |
|-------------------------|
| ⑫金属製避難はしご（固定式のものに限ります。） |
| ⑬救助袋 |
| ⑭緩降機 |

イ 特殊消防用設備等(次に掲げるもの)（消防庁長官が定めるものに限り、電源、水源および配管の部分を除きます。）

- | |
|-------------------------------------|
| ⑦ドデカフルオローー2—メチルベンタン—3—オンを消火剤とする消火設備 |
| ⑧加圧防煙設備 |
| ⑨火災による室内温度上昇速度を感知する感知器を用いた火災報知設備 |

(2) 届出の方法

「工事整備対象設備等着工届出書」に次に掲げる区分に応じて、書類の写しを添付して行うこととされています。

①消防用設備等	消防用設備等の工事の設計に関する図書
②特殊消防用設備等	特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、消防法17条の2第3項の評価結果を記載した書面および消防法17条の2の2第2項の認定を受けた者であることを証する書類

(3) 軽微な工事の場合の特例

工事整備対象設備等の工事のうち、軽微な工事に該当する

ものについては、着工届出を省略することができることとされています。軽微な工事の内容等については、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(平9・12・5 消防予192)を参照してください。

甲種消防設備士 ▶消防法17の6

甲種消防設備士は、当該免状の種類（特類および第一類から第五類まで）に応じ消防用設備等または特殊消防用設備等にかかる工事および整備を行うことができます。

〔参考〕 □消防設備士

甲種消防設備士ができる工事・整備 ▶消防法17の6、消防則33の3、

平16・5・31消告15

甲種消防設備士ができる工事または整備の種類のうち、消防用設備等または特殊消防用設備等の工事または整備の種類は、表に示すように免状の指定区分に応じた消防用設備等または特殊消防用設備等の工事または整備とされています。

甲種消防設備士の対象

指 定 区 分	消防用設備等または特殊消防用設備等の種類
特 類	特殊消防用設備等
第一類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備または屋外消火栓設備
第二類	泡消火設備

第三類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備または粉末消火設備
第四類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備または消防機関へ通報する火災報知設備
第五類	金属製避難はしご、救助袋または緩降機

また、甲種消防設備士が行うことができる工事または整備の種類のうち、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事または整備の種類は、次表の左欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ右欄の指定区分により整備を行うことができます。

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指 定 区 分
パッケージ型消火設備	第一類、第二類または第三類の甲種消防設備士
パッケージ型自動消火設備	第一類、第二類または第三類の甲種消防設備士
共同住宅用スプリンクラー設備	第一類の甲種消防設備士
共同住宅用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士
住戸用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士